

9. 文部科学省における児童虐待への 対応について

文部科学省における児童虐待への対応

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

1. 学校等における取組の推進

- ・学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引きの作成・配布
- ・教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)の作成・配布
- ・学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の基本的な考え方の提示
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用した学校の教育・相談体制の充実
- ・生徒指導において、児童虐待等の複雑化・多様化する児童の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進・普及

等

2. 家庭・地域社会における取組の推進

- ・家庭教育への支援(家庭教育支援基盤形成事業)
- ・児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進について周知
- ・「人権教育」などの重要な課題について、地域社会が協働・解決を促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究の実施(社会教育による地域の教育力強化プロジェクト)

等

1. 学校等における取組の推進①

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布。

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)

学校等における児童虐待防止のための取り組みの一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を通じて、市町村教育委員会に配布。

○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、文部科学省と厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を平成22年3月に教育委員会や学校等に示した。

1. 学校等における取組の推進②

○スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールカウンセラーの配置

中学校への配置 10,028校
小学校への配置 3,650校 → 10,000校
緊急支援派遣 650校

(2) 「子どもと親の相談員等」の配置

子どもと親の相談員(教員OB等) 910校
生徒指導推進協力員(警察官OB等) 210校

(平成22年度予算)

(3) 24時間体制の電話相談の実施

相談員の夜間・休日の配置
教育相談窓口紹介カードの配布

○スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

66県市 1,056人配置 (平成22年度予算)

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

○生徒指導・進路指導総合推進事業

生徒指導において、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、成果を普及するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図る。

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」

(21文科初第777号平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知)

＜趣旨＞

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

1. 学校等における対応

(1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

(2) 児童虐待の早期対応

児童虐待の疑いのある場合には、確証がないときであっても早期対応の観点から通告を行う。

(3) 通告後の関係機関との連携

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

2. 教育委員会等の責務

(1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

(2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文科科学省作成、H21.5配布)の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

(3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力、児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

3. 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会を積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

2. 家庭・地域社会における取組の推進

○家庭教育への支援

身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダー等の養成や民生委員・児童委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応等を行う取組みを支援する。

- ①家庭教育支援チームの組織化
- ②持続可能な家庭教育支援のための地域人材の養成
- ③家庭教育に関する学習機会の効果的な提供

家庭教育支援に携わる地域人材、学校、行政（教育・福祉関係機関）、NPO、企業等関係者が一同に会する機会を設け、社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議会を行う。

○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出。

○社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

「人権教育」をはじめとした社会における重要な課題について、地域社会それぞれの実情などの重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究を行う。



22 初児生第20号
平成22年8月13日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷桂介

(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）

標記の件については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け文科初第777号文部科学省大臣政務官通知）において、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、東京都の高等学校で、生徒の虐待が疑われながら、管理職自らが児童相談所等へ通告していなかったという事案が発生しました。

つきましては、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があるほか、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等へ通告しなければならないこと等について、改めて、上記通知の内容を所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底するようお願いいたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

TEL：03 - 5253 - 4111（内線 3299）

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

家庭教育支援基盤形成事業

身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、地域人材の養成・活用、学校等との連携による持続可能な仕組みをつくり、地域全体で家庭教育を支援。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

国	1/3
指定都市	2/3
中核市	

地域人材の養成、学校等との連携により、持続可能な仕組みを形成

子育てサポーターリーダー等の養成

地域における支援活動全般の企画・運営や関係機関・団体との連携の推進に積極的に携わるなど、家庭教育支援の中心的な人材を養成。

【養成講座例】

- 家庭教育の重要性と支援者の果たす役割について
- 関係機関、地域との連携のコツ
- よりよい応募者になるために～聴く力～



課題について意見交換

家庭教育支援チームの組織化

学校等を拠点に、子育てサポーターリーダーや子育てサポーター・民生委員・児童委員などの地域の人材と保健師などの専門の人材の連携により、「家庭教育支援チーム」を組織化。

【チーム員構成例】

- 子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、元教員、保健師、NPO関係者等



教職員と連携して、支援内容をコーディネート

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や入学説明会、保護者会、参観日等多くの親が集まる機会を活用して学習機会のコーディネート等を行う。

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子ども心の理解
- 父親の家庭教育参加促進事業
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



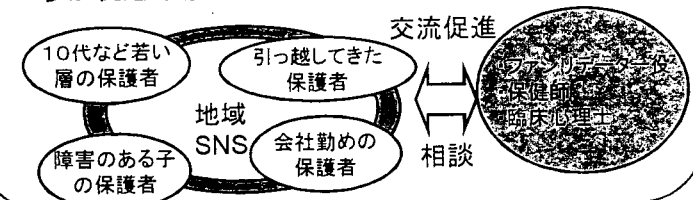
中学校内での親子携帯講座

状況に応じた情報提供や相談対応

悩みや不安を抱える親や無関心な親、仕事で忙しい親など、様々な家庭の状況に応じた情報提供や相談対応を行う。

地域SNS等を活用した支援

地域SNSなどを活用し、家庭教育に関する「コミュニティ」を設け、親同士の交流の促進や学習機会への参加促進等を行う。



子育て経験者など地域の多様な人材

参画



家庭教育支援チームってなあに？

A. 身近な地域で、子育てや家庭教育の相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供しているチームです。家庭教育の基礎となる「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活習慣、しつけや親子のコミュニケーションの大切さ、思春期の課題、不登校など様々な子育てに関する悩みを聞いたり、親子の学びや育ちを支援します。



チーム員ってどんな人たちがいるの？

A. 子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターリーダーをはじめ、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健師や臨床心理士など様々な地域の人たちや専門家が関わっています。行政機関とも連携し、地域の実情やご家庭の状況に応じて悩みや相談にのるなど、共にまちで暮らす身近な住人として支援チーム活動に取り組んでいます。



どんなところで活動しているの？

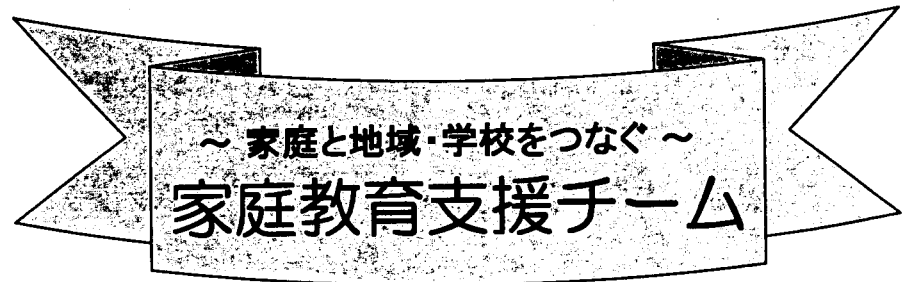
A. 子どもや保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。ご要望があれば、ご家庭にも直接おうちかがいして、ご相談にのることもおこなっています。



↓詳しくは、あなたのまちの支援チームに聞いてみよう！

チーム名：
【お問い合わせ先】
住所：
TEL：
担当：

～子どもたちを健やかに育てるために～



～家庭は全ての教育の出発点～

…でも、忙しい毎日の中で、子どもとのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることってありませんか。そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら…

支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

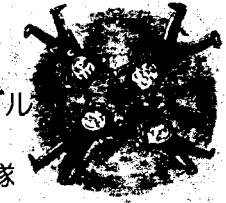
ほくたちも全国の家庭教育支援チームを
応援しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

あなたの街の家庭教育支援チーム



- | | | | | |
|-----|---|------|---|------------------|
| 北海道 | 真狩村教育委員会家庭教育支援チーム
滝川市家庭教育支援チーム
白老町家庭教育支援チーム ぴんぼーん
大空町家庭教育支援チーム | 和歌山県 | 印南町家庭教育支援チーム
橋本市家庭教育支援チーム
湯浅町家庭教育支援チーム | ヘスティア
トライアングル |
| 秋田県 | 東成瀬村家庭教育支援チーム ぶちとまと | 鳥取県 | 米子市家庭教育支援チーム
智頭町家庭教育支援チーム
鳥取市家庭教育支援チーム
八頭町家庭教育支援チーム | とことこ
すぎっこ応援隊 |
| 宮城県 | かくだ家庭教育支援チーム
大崎市鹿島台家庭教育支援チーム まあま
名取市家庭教育支援チーム ぼっぼはうす
巨理町家庭教育支援チーム 子育てサポーター“らびっと” | 島根県 | 松江市家庭教育支援チーム | |
| 福島県 | 喜多方市家庭教育支援チーム | 岡山県 | 玉野市家庭教育支援チーム | |
| 栃木県 | 都賀町家庭教育支援チーム らっこっこくらぶ
佐野市家庭教育支援チーム チームさの | 広島県 | 府中町家庭教育支援チーム
向東地区家庭教育支援チーム “親ぢから” | |
| 千葉県 | 千葉市家庭教育支援チーム こもんず | 徳島県 | 徳島県阿南家庭教育支援チーム北部チーム はぐくみクラブ
徳島県阿南家庭教育支援チーム南部チーム はぐくみクラブ | |
| 新潟県 | 南魚沼市家庭教育支援チーム だんぼの部屋
魚沼市家庭教育支援チーム ひまわり
柏崎市家庭教育支援チーム よろんこの木 | 佐賀県 | 唐津市家庭教育支援チーム たんぼぼ
武雄市家庭教育支援チーム
神崎市家庭教育支援チーム チームだんらん
多久市家庭教育支援チーム このゆびと~まれ | |
| 石川県 | 金沢市家庭教育支援チーム 棒読み座
小松市家庭教育支援チーム | 長崎県 | 吉野ヶ里町家庭教育支援チーム ぼこ・あ・ぼこ
長崎市町村家庭教育支援チーム 橘子育て応援隊
島原市町村家庭教育支援チーム 島原子育て支援隊 | |
| 山梨県 | 都留市家庭教育支援チーム ラ・ペジブル | 宮崎県 | 川南町訪問型家庭教育支援チーム
都城市横市家庭教育支援チーム 子育て支援チームさくら
都城市五十市地区家庭教育支援チーム
都城市祝吉地区家庭教育支援チーム 祝吉地区子育て応援隊 | |
| 岐阜県 | はしま家庭教育推進協議会
下呂市家庭教育支援チーム
海津市家庭教育推進協議会
川辺町家庭教育支援チーム
中津川市家庭教育支援チーム すくすくわくわくまあるいこころ | 鹿児島県 | 喜界町家庭教育支援チーム リュウゼツラン | |
| 愛知県 | 清須市家庭教育支援チーム チームMOMO | 沖縄県 | 沖縄県読谷村家庭教育支援チーム | |
| 京都府 | 京丹後市家庭教育支援チーム すこやか倶楽部おおみや
網野地域家庭教育支援チーム | | | |



平成22年7月現在、全国各地で活躍する132チームの内53チームが登録

文部科学省は、地域の人々の関わりにより組織し、行政や学校と協働して取り組んでいる家庭教育支援チームの活動を応援しています。※上記は文部科学省の応援を希望するチームに限り紹介しています。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
〒100-8959東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1292713.htm

「家庭教育支援チーム」の活動支援制度について

文部科学省は全国の家庭教育支援チームの取組を応援しています。

文部科学省では、平成20年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核とし、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会等になかなか参加できない保護者への支援手法の開発を行ってきました。

その成果を活かし、地域の主体的な取組を支援していくにあたり、効果的な事例の収集・情報発信等による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、新たに家庭教育支援チームの活動を支援する制度を設けました。

この度、活動支援の一環としてリーフレットを作成いたしましたのでご紹介します。

身近な地域で、学校等と連携して、ご家庭での「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活習慣づくりのお手伝いや、親子のコミュニケーション、思春期、不登校等の課題など家庭教育の相談にのったりすることを通じて、ご家庭での保護者の皆さんの頑張りを支える各地域の家庭教育支援チームを掲載し、その取組を応援しています。

(リーフレットには、地域の人々と、行政や学校が協働して活動するチームで文部科学省の応援を希望したチームに限り表示していますが、平成22年7月現在全国各地で132のチームが活動しています)

「家庭教育支援チーム」の活動支援制度について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1292713.htm

※文部科学省ホームページへリンク



(本件担当)

文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
家庭教育支援室 家庭教育振興係
早寝早起き朝ごはん国民運動プロジェクトチーム

入江 桐原 小山

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL:03-6734-2927 / FAX: 03-6734-3719

E-mail: danjokat@mext.go.jp

子どもを見守り育てるネットワーク推進会議設置要綱

平成22年1月14日
推進会議申合せ

1. 趣旨

いじめや不登校、自殺などといった子どもたちの問題行動等は依然として相当数に上っている。これらの問題の背景には、家庭や社会・学校の問題が複雑に絡み合っているが、子どもたちが一人で悩みを抱え込み、誰にも相談ができず、子どもが安心して過ごせる居場所がないことも背景の一つとして指摘されている。

子どもたちの悩みを受け止めるために、これまでも学校での教育相談や法務局・児童相談所での対応、民間団体が行っている電話相談や居場所づくりなど、様々な取組がなされているが、それぞれが役割を果たしながら、子どもたちが信頼して相談することができるチャンネルを整備し、子どもの居場所づくりを進めるための取組を行う必要がある。

そのため、関係行政機関や民間団体が連携し、子どもたちを見守り育てる「新しい公共」の実現に向けた取組を推進することを目的として、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 構成員

会議の構成員は、別紙のとおりとする。

3. 実施方法

- (1) 会議は、構成員全体の会議の下に、担当者レベルで構成される検討委員会（ワーキンググループ）を置くこととする。
- (2) 必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

4. その他

会議に関する庶務は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課において処理する。

構成員

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年支援担当）
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
法務省矯正局少年矯正課長
法務省保護局更生保護振興課長
法務省人権擁護局調査救済課長
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長
全国保育協議会
全国国公立幼稚園長会
全日本私立幼稚園連合会
全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国定時制通信制高等学校長会
全国養護教諭連絡協議会
全国教育研究所連盟
全国適応指導教室連絡協議会
全国児童相談所長会
全国学童保育連絡協議会
全国人権擁護委員連合会
（社）全国少年警察ボランティア協会
（社）全国保護司連盟
（非）チャイルドライン支援センター
（社）日本臨床心理士会
スクールカウンセリング推進協議会
（社）日本PTA全国協議会
（社）全国高等学校PTA連合会
（非）フリースクール全国ネットワーク
（非）日本フリースクール協会
（非）教育支援協会
（社）中央青少年団体連絡協議会
（財）児童健全育成推進財団
（財）インターネット協会
日本弁護士連合会
日本更生保護女性連盟

日本BBS連盟
（社）日本青年会議所
全国商店街振興組合連合会
日本労働組合総連合会
（社）日本医師会
（社）日本歯科医師会
（社）日本小児科医会
（財）日本学校保健会
（社）日本学校歯科医会
日本学校薬剤師会

子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画

この行動計画は、「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、関係機関、団体による取組に関し、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の総意として、引き続き取り組む施策及び連携強化のため今後新たに取り組む施策を取りまとめたものである。

1. 引き続き取り組む施策

(1) 子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

- 子どもが悩みを相談することができるようにするため、電話、対面、メール、手紙等、様々なチャンネルの整備・充実を推進する。

・ 電話による相談

24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省	子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で設置しているいじめ相談ダイヤルに対して支援を行う。
児童相談所全国共通ダイヤル	厚生労働省	全国共通の番号により管轄の児童相談所に電話を転送する「児童相談所全国共通ダイヤル」により相談に応じるとともに、本ダイヤルの周知啓発を図り、子どもの最善の利益を考慮した援助を行う児童相談所の相談援助活動の推進を図る。
教育相談の実施	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。
チャイルドライン	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもたちが、全国どこからでも、無料で安心して電話をかけられるよう、統一番号によるフリーダイヤルで電話相談を受ける。
親と子と教職員の教育相談室	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。

不登校相談の実施	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
子どもの人権110番	法務省、全国人権擁護委員連合会	全国50の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設け、相談に応じる。
ヤングテレホン	警察庁	全国の都道府県警察において、少年から非行、家出、いじめ等の問題に関する電話、メールによる相談を受け付ける

・ 対面による相談

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の充実	文部科学省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等の配置等について、自治体の取組に対する支援を行う。
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	文部科学省	各診療科の専門医等を学校等に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒や保護者への健康相談等を行う。
保健室における健康相談等の充実	文部科学省、全国養護教諭連絡協議会	保健室において、養護教諭が心と体の両面から、児童生徒や保護者に対して健康相談や保健指導を行う。また、不登校の対応や発達障害の支援を行う。
校内教育相談体制の充実	全国連合小学校長会	スクールカウンセラー等を活用し、各学校における校内教育相談体制の充実を図る。
児童家庭相談援助活動	厚生労働省、全国児童相談所長会	市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。
教育相談の実施（再掲）	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。

学校臨床心理士事業の充実	日本臨床心理士会	学校において学校臨床心理士（スクールカウンセラー）が、子どもと彼らにかかわる大人に対する心理・教育相談に当たる。
特別支援学校の「子どもの支援ネットワーク推進センター」化	スクールカウンセリング推進協議会	特別支援学校に、学習面、心理・社会面、進路面、健康面における発達上の課題を援助する専門家としてガイダンスカウンセラーが入り、障害のあるなしに関わらず、発達の課題で悩んでいる地域の子どもの支援をする。
巡回カウンセラー派遣事業	スクールカウンセリング推進協議会	ガイダンスカウンセラーを希望する学校に派遣し、不登校、いじめ、特別支援等に関する悩みに対応する。
親と子と教職員の教育相談室（再掲）	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
不登校相談の実施（再掲）	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
親子相談会	フリースクール協会	不登校生とその保護者に対して、進路情報の提供と心の不安に対するカウンセリングを行う。
常設人権相談所	法務省、全国人権擁護委員連合会	全国の法務局・地方法務局及びその支局において、常設人権相談所を開設する。
子どもの人権救済窓口・人権救済活動	日本弁護士連合会	弁護士会毎に、子どもの問題専門の無料相談窓口を設け、弁護士による子どもの権利擁護活動を推進する。
少年相談の実施	警察庁	すべての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談に応じる。

被害少年の支援	警察庁	犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。
一般少年鑑別	法務省	少年鑑別所において、「一般少年鑑別」として、子どもの問題で悩む地域住民、公私の団体等から相談を受け付ける。
「社会を明るくする運動」における非行相談所の設置	全国保護司連盟	犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の一環として、各地で保護司による非行相談所を開設する。
当番付添人制度	日本弁護士連合会	全国のすべての弁護士会において、少年事件を起こして少年鑑別所に収容された少年に対して、少年や保護者から希望があれば、鑑別所に弁護士を派遣し、付添人として審判終了まで活動する。

・ メールや手紙による相談

教育相談の実施（再掲）	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。
親と子と教職員の教育相談室（再掲）	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
不登校相談の実施（再掲）	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
子どもの人権SOSミニレター	法務省・全国人権擁護委員連合会	全国の小中学校の全児童生徒を対象に、SOSミニレターを配布し、いじめや虐待等の人権侵害について、親や学校の先生など身近な人にも相談できずに悩んでいる子どもたちからの相談に応じる。

インターネット人権相談	法務省・全 国人権擁護 委員連合会	法務省のホームページ上に「インターネット人権相談 受付窓口（SOS-eメール）」を開設し、パソコンや 携帯電話を利用して、相談者が時間を問わずにいつで も人権相談ができる窓口を整備する。
ヤングテレホン（再掲）	警察庁	全国の都道府県警察において、少年から非行、家出、 いじめ等の問題に関する電話、メールによる相談を受け付ける。
インターネットによる少年サ ポート活動	全国少年警 察ボランテ ィア協会	インターネットによる少年相談窓口を設け、少年警察 ボランティアが相談に応じる。
インターネットに関する相談 窓口の紹介	インターネ ット協会	インターネットホットライン連絡協議会を設立し、ネ ット利用者がどの窓口相談や通報をしたらよいの か分かる「インターネット関連の相談・通報ポータル ページ」を運営する。

○ 子どもの悩みを受け止める知識・技量の向上

・ ユースアドバイザー養成プログラムの実施【内閣府】

子ども・若者の全体像を理解し、諸機関の連携プレーを推進する要となる「ユースアドバイザー」を養成するとともに、公的相談機関や民間支援団体の資質向上を図るための研修を実施する。

・ 児童生徒が抱える問題に対する知識・技量の向上【文部科学省】

児童生徒が抱える問題が多様化し複雑化する中で認知される新たな課題についても、関係機関との連携の上、学校が適切に対応することができるよう知識・技量の向上を図ることを促す。

・ 養護教諭に対する研修会や研究協議会の実施【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】

養護教諭に対して、その相談技量等を高めるため、カウンセリング手法や健康教育の指導法等についての研修を実施する。

・ 学校教育相談実技研修会の実施【全国教育研究所連盟】

全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターの教育相談担当者を対象に、実技研修会を開催する。

・ 新任学校臨床心理士研修制度の整備【日本臨床心理士会】

学校臨床心理士（スクールカウンセラー）に実施している研修に、新任のための学校組織や

関連法規等を含めた基礎研修を加える等、新任研修制度を整備する。

・ 臨床心理士の資質や技能の向上 【日本臨床心理士会】

子どもをめぐる多様な今日的課題に対して、教育（学校・教育センター等）、福祉（児相・児童養護施設等）、医療（病院・保健所等）、司法（鑑別所・家裁・警察等）、その他大学附属心理相談室等の機関において、親子等の心理相談・教育相談・子育て支援等を行う臨床心理士の資質・技能の更なる向上のために、研修や研究活動を一層充実させる。

・ 不登校や学校が合わない子どもの支援に関する研修会の実施

【フリースクール全国ネットワーク】

不登校に関わる教職員、フリースクール職員、心理士、ケースワーカー、児童委員・民生委員、保健士等に、子どもや不登校経験者及び親の声や体験を聞く機会を提供する研修を実施する。

・ 「子どもの心相談医」の養成 【日本小児科医会】

「子どもの心研修会」等を開催し、子どもの心の問題に対応する「子どもの心相談医」を養成し、登録する。

(2) 社会全体で子どもを見守る

○ 子どもの安全を見守る取組の推進

・ 子どもを犯罪から守るための取組の推進 【警察庁】

スクールサポーターの委嘱・派遣等の学校周辺、通学路等の安全対策や防犯教室の開催等被害防止教育の推進、児童や保護者に対し迅速に情報提供を行うための情報発信活動の推進、「子ども110番の家」等のボランティアに対する支援等、子どもを犯罪から守る取組を推進する。

・ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 【文部科学省】

スクールガード・リーダーの巡回による、学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。

・ 母親クラブ等の支援 【厚生労働省】

子どもを事故や犯罪から守るための活動等を地域で実施する自主的グループ（母親クラブ等）を支援する。

・ タクシーによる子ども見守り運動 【日本労働組合総連合会】

地域の安全に向けた活動にタクシー会社が参加し、運転者による見回り等、子どもを守る取組を行う。

- ・ 生保産業の組合による子どもの命・安全を守る取組 【日本労働組合総連合会】

生保労連の加盟組合を主体とした、営業活動時の防犯パトロールの実施や、地域安全を呼びかけるツールをつくる。

○ 虐待防止に向けて子どもを見守る取組の推進

- ・ 児童虐待の防止・早期発見 【文部科学省】

学校・教育委員会等に対し、平成 22 年 3 月に示した児童相談所等への定期的な情報提供の指針に沿って、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等、適切に対応することを促す。

- ・ 児童虐待の早期発見に向けた取組 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会、日本医師会、日本学校歯科医会】

養護教諭のための児童虐待対応の手引きや、学校における健康診断、保健室における健康相談などを活用することにより、児童虐待の早期発見の取組を行う。

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【厚生労働省】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図り、児童虐待防止対策の推進を図る。

- ・ 児童家庭相談援助活動 【厚生労働省、全国児童相談所長会】（再掲）

市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。

- ・ 児童虐待への対応 【厚生労働省、全国児童相談所長会】

児童相談所は、虐待を受けたと思われる子どもの安全確認や保護等を「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき実施する。子どもを家庭で養育させることができないと判断した場合には、児童福祉施設への入所等を行う。虐待を行った保護者に対しても援助（指導・支援）を行い、親子再統合の取組を図る。

- ・ 児童虐待防止に向けた取組 【全国保育協議会】

子どもの状態や家庭の状況を把握することができる保育所として、要保護児童等を早期に発見し、児童虐待防止に向けた取組を行うとともに、被虐待児の保護と要保護対策地域協議会等との連携を通じた対応を図る。

- ・ シェルターや自立援助ホームの運営 【日本弁護士連合会】

弁護士有志が社会福祉法人やNPO法人を作ってシェルターや自立援助ホームを開設・運営し、虐待を受けて逃げてきた子どもや非行化して家に帰れない少年を受け入れ、更生を支援する。

- ・ 児童虐待防止に関する取組の推進 【日本歯科医師会】

各都道府県歯科医師会において、児童虐待防止のリーフレットやポスターの作成等、地域における児童虐待防止に関する取組を行う。

○ 非行防止活動や非行少年等を見守る取組の推進

- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の推進

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国人権擁護委員連合会、全国少年警察ボランティア協会、全国保護司連盟、日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、中央青少年団体連絡協議会、インターネット協会、日本更生保護女性連盟、日本BBS連盟】

青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

- ・ 「社会を明るくする運動」の推進 【法務省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、

全国保護司連盟、日本更生保護女性会、日本BBS連盟】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参画し、推進する。

- ・ 少年非行の防止 【警察庁】

全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、該当補導活動等総合的な少年非行防止対策を推進する。

- ・ 少年の立ち直り支援 【警察庁】

非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動を通じた居場所づくり活動を推進する。

- ・ 非行防止教室の実施の促進 【警察庁、文部科学省】

非行防止教室についてプログラム事例集や教師用指導資料を作成し、非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成を促す。

- ・ 中学生サポート・アクションプラン 【法務省】

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司(会)と中学校との連携を進める。

・ 非行少年の立ち直り支援 【厚生労働省、全国児童相談所長会】

児童相談所は、非行を行った子どもに対し、児童福祉司や児童心理司により、福祉的な観点から調査・診断を行い、必要に応じて訪問・通所指導を実施する。また、要保護性が高い子どもについては、児童福祉施設への入所措置を行う。

触法少年については、警察から児童相談所に送致・通告がなされた場合は、調査を行ったうえで家庭裁判所に送致する場合もある。

・ インターネットによる少年サポート活動 【全国少年警察ボランティア協会】(再掲)

少年警察ボランティアによるネット上のパトロールを通して有害サイト業者への要請活動、児童の安易な書き込みなどへの注意助言及びインターネットによる少年相談活動を行う。

・ 健全育成ハンドブックの作成・頒布 【全国少年警察ボランティア協会】

少年の非行防止・健全育成を目指した小学生及び中学生向けの小冊子「健全育成ハンドブック」を毎年作成し、地域での座談会等や学校教育、家庭教育において活用できる資料として、全国に頒布する。

・ 地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

・ 少年警察ボランティア等の地域カンファレンス 【全国少年警察ボランティア協会】

少年サポートセンターの少年補導職員等と少年警察ボランティアの専門知識・技能の向上を図り、相互の連携を深めるために研修を行う。

・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

○ 子どもを理解し見守り育てるための調査研究等の推進

・ 学校教育に関する調査研究の推進

【全国国公立幼稚園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、
全国定時制通信制高等学校長会、日本PTA全国協議会】

学校教育における子どもの健全育成にかかわる実態の把握や対応、解決策等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。

・ 全国ブロックキャンペーンの実施 【全国国公立幼稚園長会】

子どもの心に寄り添い、規範意識の芽生えを培うキャンペーンや研修会を全国の7ブロック

で実施する。

・ 生徒生活体験発表大会の実施 【全国定時制通信制高等学校長会】

不登校経験者、外国籍生徒等、多様な背景を持つ定時制通信制高等学校在籍生徒が生活体験を発表する場を設け、本人だけでなく、多くの人々の「生きる力」を呼び起こす。

・ 子どもの心と体の健やかな成長に向けた調査研究の実施 【全国養護教諭連絡協議会】

子どもの心と体の健やかな成長に向け、健康相談、児童虐待、特別支援教育等の調査研究活動を行い、その結果を報告書にまとめて、全国の養護教諭の資質の向上に活かす。

・ 子どもの状況分析事業 【チャイルドライン支援センター】

行政や民間、それぞれの立場で捉えている子どもの現状を情報交換し、分析を進める。

・ 学校、家庭、地域社会における「PTA実践事例集」の刊行 【日本PTA全国協議会】

子どもたちの健やかな成長に向けて、具体的なPTAの活動事例を「PTA実践事例集」として刊行し、PTA及び関係団体等の参考に供する。

・ 子どものメンタルヘルス向上支援事業 【全国高等学校PTA連合会】

全国の高校生及びその保護者対象メンタルヘルスに関するアンケート調査を行い、その結果を、報告書にまとめて全国の高等学校に配布するほか、シンポジウムを開催する。

・ 全国学校保健・学校医大会の実施 【日本医師会】

学校における児童生徒のこころの問題を含めた健康の保持と増進を目的に、学校保健分野の診療科ごとの学術集会やシンポジウムの企画・運営や学校保健従事者の表彰を行う。

・ 「子どもとメディア」に関する調査研究の実地 【日本小児科医会】

子どものメディア接触時間の増大による子どもの発育への影響を調査研究し、「子どもとメディア」の問題に対する5つの提言を行い、啓発用のポスターやリーフレットを作成する。

○ その他の社会全体で子どもを見守る活動

・ 学校支援地域本部事業 【文部科学省】

地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。

・ 学校保健委員会の活性化 【文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、日本小児科医会、日本学校保健会、日本学校歯科医会、日本学校薬剤師会】

学校教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、地域保健機関等の代表等で構成し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である学校保健委員会について、学校における健康教育の推進や児童生徒の健康課題への対応の観点から、

活性化を図る。

- ・ 人間関係構築に資する授業の実施 【スクールカウンセリング推進協議会】
幼稚園から高校までの子どもを対象に、学級や学校で居場所をできやすくするよう、友人関係や自己理解、キャリアや学業の悩みなどに関する授業を実施する。
- ・ 人権教室 【法務省、全国人権擁護委員連合会】
幼稚園や小中学校において、幼児・児童生徒を対象に、人権教室を開催し、人権について啓発する。
- ・ 当番付添人制度 【日本弁護士連合会】（再掲）
全国のすべての弁護士会において、少年事件を起こして少年鑑別所に収容された少年に対して、少年や保護者から希望があれば、鑑別所に弁護士を派遣し、付添人として審判終了まで活動する。
- ・ 青少年を取り巻くインターネット上の有害環境対策の推進 【文部科学省】
青少年がインターネットを適切に活用できるよう、有害環境から子どもたちを守るための推進体制を構築し、青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整備する。
- ・ インターネットにおけるルール&マナー検定 【インターネット協会】
インターネットの利用技術、利用マナー、危険回避等に関する知識を、子どもから大人までの全ての人を対象として、家庭や学校、企業等で普及させるため、「ルール&マナー検定」をネット上で無料実施する。
- ・ フィルタリングの普及啓発 【インターネット協会】
フィルタリング開発を進めるとともに、ポータルページにてわかりやすい解説やフィルタリングの市販ソフト等を紹介する。
- ・ 企業による情報リテラシー教育の推進 【日本労働組合総連合会】
情報化の進展に伴い発生しているネット犯罪やいじめ等の問題を回避できるよう、情報通信関連の各企業が、情報の取捨選択や適切な利用、緊急時の対応方法や相談先などに関する教育を実施する。
- ・ ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組 【日本労働組合総連合会】
長時間労働の恒常化を見直し、安心して子どもを生み育てられる社会的基盤をつくとともに、地域で助け合い、支え合う体制を整えるため、企業や地域・自治体への働きかけを行う。

(3) 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

○ 放課後等の居場所づくり

- ・ 放課後子ども教室の推進 【文部科学省、全国連合小学校長会】

放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、すべての子どもたちの安心・安全な居場所を設け、学習や体験交流活動等の様々な活動機会を提供する。

- ・ 放課後児童クラブの充実 【厚生労働省、全国学童保育連絡協議会】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを推進する。

- ・ 児童館における児童健全育成対策の推進 【厚生労働省、児童健全育成推進財団】

児童館において、児童の健全な遊び場の確保等の児童健全育成施策を推進する。

- ・ 保育を通じて子どもの育ちを保障する取組 【全国保育協議会】

就労家庭等の0歳から就学前の子どもに対し、保育所保育を通じ、子どもが安心・安全に育つ環境と保育（養護と教育）を提供する。

- ・ 発達障害等、配慮の必要な子どもの育ちを支える取組 【全国保育協議会】

就学前から就学後に子どもの育ちをつなげる際に、とくに発達障害等、配慮が必要な子どもの育ちの保障に対し、子ども発達支援センターや保健所、小学校と連携を行い、支援する。

- ・ 預かり保育や園庭開放の実施 【全国国公立幼稚園長会】

保育時間終了後に、希望する家庭を対象に園児の預かり保育を行うほか、子ども同士や保護者同士が触れ合える場として、園庭を開放する。

- ・ キャンパスエイドの配置 【スクールカウンセリング推進協議会】

大学生や大学院生が、小中高校や特別支援学校等で、児童生徒の話し相手になるとともに、学習活動や課外活動の補助を行う。

- ・ 放課後子ども教室におけるプログラムの開発 【教育支援協会】

学校施設内に設置されている放課後子ども教室における豊かな学びの提供、異学年間の交流の促進を図る。

○ 不登校児童生徒等の居場所づくり

- ・ いじめ、不登校等への対応 【文部科学省】

いじめや不登校等の課題について、外部機関との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチによる各自治体やNPO等の先進的な取組について支援し、その成果の普及を図る。

- ・ 保健室における児童生徒の受け入れ 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】
教室に入りづらい子どもたちに対して、保健室で受け入れ、子どもの悩み等の相談に乗るとともに必要に応じて学習の場を提供する。
- ・ 適応指導教室とフリースクールの連携
【全国適応指導教室連絡協議会、フリースクール全国ネットワーク、日本フリースクール協会】
不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくれるよう、適応指導教室とフリースクールが連携する。
- ・ 適応指導教室における心理的援助の整備 【全国適応指導教室連絡協議会、日本臨床心理士会】
適応指導教室において、臨床心理士が、心理的援助を必要とする中学生の心的課題について適切な理解にもとづく指導を推進する。
- ・ フリースクールの充実 【フリースクール全国ネットワーク、日本フリースクール協会】
フリースクールにおいて、不登校児童生徒を受け入れ、安心して過ごせる居場所を提供する。

○ 虐待を受けている子ども等の居場所づくり

- ・ 児童虐待への対応 【厚生労働省、全国児童相談所長会】（再掲）
児童相談所は、虐待を受けたと思われる子どもの安全確認及び保護等を「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき実施する。子どもを家庭で養育させることができないと判断した場合には、児童福祉施設への入所等を行う。虐待を行った保護者に対しても援助（指導・支援）を行い、親子再統合への取組を図る。
- ・ シェルターや自立援助ホームの運営 【日本弁護士連合会】（再掲）
弁護士有志が社会福祉法人やNPO法人を作ってシェルターや自立援助ホームを開設・運営し、虐待を受けて逃げてきた子どもや非行化して家に帰れない少年を受け入れ、更生を支援する。
- ・ 被害少年の支援 【警察庁】（再掲）
犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。

○ 非行防止のための居場所づくり

- ・ 少年の立ち直り支援 【警察庁】（再掲）
非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動

を通じた居場所づくり活動を支援する。

- ・地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

- ・ともだち活動 【日本BBS連盟】

保護観察所や家庭裁判所、児童相談所等から依頼を受けて、同じ世代の「ともだち」として触れ合うことを通して、非行少年や社会不適応少年の自立を支援する活動を行う。

（４）子どもたちと地域の人々が触れ合う機会をつくる

○ 放課後等の触れ合い

- ・放課後子ども教室の推進 【文部科学省、全国連合小学校長会】（再掲）

放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、すべての子どもたちの安心・安全な居場所を設け、学習や体験・交流活動等の様々な活動機会を提供する。

- ・放課後児童クラブの推進 【厚生労働省、全国学童保育連絡協議会】（再掲）

保護者が労働党により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを推進する。

- ・児童館における児童健全育成対策の推進 【厚生労働省、児童健全育成推進財団】（再掲）

児童館において、児童の健全な遊び場の確保等の児童健全育成施策を推進する。

- ・放課後子ども教室におけるプログラムの開発 【教育支援協会】（再掲）

学校施設内に設置されている放課後子ども教室における豊かな学びの提供、異学年間の交流の促進を図る。

○ 地域に根ざした触れ合いの推進

- ・体験活動の推進 【文部科学省、中央青少年団体連絡協議会、教育支援協会】

子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成を図るために、自然体験活動など多様な体験活動を推進する。

- ・地域の中で子どもの育ちをともに支える取組 【全国保育協議会】

体験学習の受け入れや、ファミリーサポートセンター・児童委員の研修の受け入れ、老人クラブや住民団体等との交流などを通じ、地域の中で子どもの育ちをともに支える取組を推進する。

- ・ほんものの地域教育の体制に関する事業 【日本青年会議所】

地域の子どもを見守り育てる協力体制を構築するため、証として「地域子ども見守りステッカー」の貼り付けを行うほか、地域の企業に対して職業体験オリエンテーリングを実施する。

- ・商店街における子育て支援活動の推進 【全国商店街振興組合連合会】

商店街の空き店舗を利用した子育て支援活動や子どもが参加できる商店街のイベントを推進する。

○ 問題等を抱えた子どもとの触れ合い

- ・いじめ、不登校等への対応 【文部科学省】（再掲）

いじめや不登校等の課題について、外部機関との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチによる各自治体やNPO等の先進的な取組について支援し、その成果の普及を図る。

- ・不登校やフリースクールの子どもの理解 【フリースクール全国ネットワーク】

不登校の子どもやフリースクールに通う子どもと触れ合う機会を、地域や一般の方々に提供することにより、偏見や「問題を抱えた子ども」という子どもへのまなざしを変える一助とする。

○ 非行防止に向けた触れ合い

- ・少年非行の防止 【警察庁】（再掲）

全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、該当補導活動等総合的な少年非行防止対策を推進する。

- ・少年の立ち直り支援 【警察庁】（再掲）

非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動を通じた居場所づくり活動を支援する。

- ・中学生サポート・アクションプラン 【法務省】（再掲）

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司（会）と中学校との連携を進める。

- ・地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

- ・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】(再掲)

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

- ・ ともだち活動 【日本BBS連盟】(再掲)

保護観察所や家庭裁判所、児童相談所等から依頼を受けて、同じ世代の「ともだち」として触れ合うことを通して、非行少年や社会不適応少年の自立を支援する活動を行う。

- ・ 非行防止活動 【日本BBS連盟】

非行のない社会環境づくりを目的として、広く青少年を対象に、スポーツ大会やワークショップ等のグループ活動等を実施する。

(5) 家庭教育への支援を行う

○ 家庭の悩みを相談するチャンネルの充実

- ・ 家庭教育への支援 【文部科学省】

子育てサポーターリーダーの養成や地域の人材を活用した家庭教育支援チームの組織、親への学習機会の提供や相談対応等を行う地域の取組を支援する。

- ・ 保健室における健康相談等の充実 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】

保健室において、養護教諭が心と体の両面から、児童生徒や保護者に対して健康相談や保健指導を行う。また、不登校の対応や発達障害の支援を行う。

- ・ 児童家庭相談援助活動 【厚生労働省、全国児童相談所長会】(再掲)

市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。

- ・ 家庭・保護者との連携による保育の実施と子育て相談の実施 【全国保育協議会】

子どもの育ちを保障するために、家庭・保護者との連携を行い、必要に応じ子育て相談を実施する。

- ・ 地域の子育て家庭を支える取組 【全国保育協議会】

マイ保育園制度や乳幼児全戸訪問事業等を通じた地域の子育て家庭への支援、子育て講演会や保育所開放、園庭開放等を通じた地域子育て家庭への子育て支援を実施する。

- ・ 教育相談の実施 【全国教育研究所連盟】(再掲)

全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。

- ・ 学童保育（放課後児童クラブ）における子育て支援活動 【全国学童保育連絡協議会】

学童保育において、「子育て交流会」や「子育て講演会」の企画等、子育てや生活について様々な悩みや苦勞を抱える保護者を支える活動を行う。
- ・ 学校臨床心理士事業の充実 【日本臨床心理士会】（再掲）

学校において学校臨床心理士（スクールカウンセラー）が、子どもと彼らにかかわる大人に対する心理相談に当たる。
- ・ 「子育て作戦会議」の設置 【スクールカウンセリング推進協議会】

保護者が子どものことで抱えている問題を整理し、問題解決のための作戦について保護者と教師が協力して話し合う場として、保護者と教師と「子育て作戦会議」を設置する。
- ・ 地域子育て活動 【日本更生保護女性連盟】

登下校時の声かけや見守り、学校・保護者との懇談会等のほか、家庭教育や非行問題などについて地域住民と考える「ミニ集会」の実施、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子触れ合い行事等の「子育て支援活動」などに取り組む。
- ・ 親と子と教職員の教育相談室 【日本労働組合総連合会】（再掲）

日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
- ・ 親子相談会 【フリースクール協会】（再掲）

不登校生とその保護者に対して、進路情報の提供と心の不安に対するカウンセリングを行う。
- ・ 被害少年の支援 【警察庁】（再掲）

犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。
- ・ 子どもの人権救済窓口・人権救済活動 【日本弁護士連合会】（再掲）

弁護士会毎に、子どもの問題専門の無料相談窓口を設け、弁護士による子どもの権利擁護活動を推進する。
- ・ 少年相談の実施 【警察庁】（再掲）

すべての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、保護者からの相談を含め、少年相談に応じる。
- ・ 中学生サポート・アクションプラン 【法務省】（再掲）

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の

実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司（会）と中学校との連携を進める。

- ・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】（再掲）

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

- ・ 「社会を明るくする運動」における非行相談所の設置 【全国保護司連盟】（再掲）

犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の一環として、各地で保護司による非行相談所を開設する。

○ 親同士の交流又は親子とともに学ぶ取組の推進

- ・ 地域の子育て家庭を支える取組 【全国保育協議会】（再掲）

マイ保育園制度や乳幼児全戸訪問事業等を通じた地域の子育て家庭への支援、子育て講演会や保育所開放、園庭開放等を通じた地域子育て家庭への子育て支援を実施する。

- ・ PTAと連携した家庭教育への支援体制づくり 【全国連合小学校長会】

学校と家庭との相互連携の視点から、学校教育におけるいろいろな機会をとらえて、相談に応える場や学びの場を設定する。

- ・ 保護者グループミーティングの推進 【スクールカウンセリング推進協議会】

幼稚園及び小中高校に子どもを通わせる保護者を対象に、子育てに関する学習と保護者同士の交流を深める場として、「保護者グループミーティング」を設ける。

- ・ 地域子育て活動 【日本更生保護女性連盟】（再掲）

登下校時の声かけや見守り、学校・保護者との懇談会等のほか、家庭教育や非行問題などについて地域住民と考える「ミニ集会」の実施、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子触れ合い行事等の「子育て支援活動」などに取り組む。

- ・ 商店街における子育て支援活動の推進 【全国商店街振興組合連合会】（再掲）

商店街の空き店舗を利用した子育て支援活動や子どもが参加できる商店街のイベントを推進する。

- ・ 「不登校の親の会」の情報活用事業 【フリースクール全国ネットワーク】

不登校の子どもを持つ親同士の交流と学び合い・支え合いが進むよう、親の会やフリースクールの情報発信をしたり、全国的な集いやセミナーの場をつくる。

- ・ 健全育成ハンドブックの作成・頒布 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止・健全育成を目指した小学生及び中学生向けの小冊子「健全育成ハンドブ

ック」を毎年作成し、地域での座談会等や学校教育、家庭教育において活用できる資料として、全国に頒布する。

○ その他の家庭教育への支援を行う取組

- ・ 全国家庭教育支援研究協議会の開催 【文部科学省】

地域住民、学校、行政、NPO、企業等による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例集等を活用した全国的な研究協議を行う。

- ・ インターネットの安心・安全利用のための啓発セミナーと「インターネット利用アドバイザー」の活用 【インターネット協会】

子どもたちがネット犯罪等に巻き込まれないよう、学校等からの依頼を受けて、「インターネット利用アドバイザー」がインターネットの安心・安全利用のための啓発セミナーを実施する。

2. 連携強化のため今後新たに取り組む施策

(1) 子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

○ 子どもの悩みを受け止める切れ目のない相談体制の構築

- ・ 子ども相談機関地域協議会の設置 【子どもの相談チャンネルを有する各機関・団体】

各地域における子ども相談機関相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども相談機関地域協議会」の設置を推進する。

- ・ 子ども相談機関マップの作製・周知 【子どもの相談チャンネルを有する各機関・団体】

各相談機関を対応できる相談内容ごとに整理した「子ども相談機関マップ」を地域ごとに作製・周知する。

(2) 社会全体で子どもを見守る

○ 子どもを見守り育てる団体間の情報共有

- ・ 本ネットワーク推進会議の活用 【全体】

本ネットワーク推進会議において、参加団体の活動内容の情報共有を推進する。

- ・ 児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループの設置

【厚生労働省、文部科学省、その他関係機関・団体】

児童虐待防止に関する教育と福祉・医療の円滑な連携の在り方等について検討を行うため、

本ネットワーク推進会議に児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループを設置する。

○ 各種地域協議会の積極的運営

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【厚生労働省、その他関係機関・団体】

児童虐待に対応する関係機関の連携を深めるため、児童福祉法上、地方公共団体に設置の努力義務が課されている「要保護児童対策地域協議会」(子どもを守る地域ネットワーク)のより一層の機能強化を図る。

- ・ 子ども・若者支援地域協議会設置の積極的促進 【内閣府、その他関係機関・団体】

ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を行う関係機関の連携を深めるため、子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体に設置の努力義務が課せられている「子ども・若者支援地域協議会」の設置を積極的に促進する。

○ 子どもを見守り育てる活動の普及啓発

- ・ 「子どもを見守り育てる取組事例集」(仮称)の作成 【全体】

子どもを見守り育てる特色ある事例について事例集「子どもを見守り育てる取組事例集」(仮称)を作成し、インターネット上で公表する。

- ・ シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」(仮称)の開催 【全体】

子どもを見守り育てる特色ある事例を紹介するため、シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」(仮称)を開催する。

- ・ 調査研究の推進 【調査研究を行う機関・団体】

今後顕在化していく子どもの悩みについて、調査研究を推進する。

(3) 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

- ・ 子ども居場所ネットワーク地域協議会の設置 【文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

各地域において子どもの居場所となっている機関・団体相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども居場所ネットワーク地域協議会」の設置を推進する。

- ・ 子どもたちの居場所づくりに対する支援の充実

【警察庁、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

放課後や週末等における子どもたちの居場所や、様々な背景を持つ子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくるための取組に対する支援の充実を図る。

(4) 子どもたちと地域の人が触れ合う機会をつくる

- ・ 広報啓発活動の推進 【全体】

各地域において、子どもたちや地域の人が利用しやすい環境をつくるため、子どもたちと地域の人とが触れ合う機会を提供している団体、活動内容の広報啓発を行う。

- ・ 子どもたちと地域の人とが触れ合う機会の増加に向けた支援の充実

【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

子どもたちと地域の人とが触れ合い、地域の中で子どもが育つ取組に対する支援を一層充実させる。

(5) 家庭教育への支援を行う

- ・ 広報啓発活動の推進 【全体】

各地域において、家庭教育への支援を行っている団体、活動内容の広報啓発を行うとともに、家庭教育の大切さについての国民の更なる理解を促進する。

- ・ 家庭教育支援チームの組織化等による家庭の教育力向上の推進 【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を支援する人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化などによる保護者への学習機会等の提供や相談体制の充実等、家庭の教育力向上に向けた各地域の取組が、関係団体等との連携により実施されるよう推進する。

- ・ 家庭教育を支援する地域の取組の活性化

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

家庭教育支援に関するより効果的な研究及びその成果の普及を通じて、各地域における取組の活性化を図る。

- ・ 生徒指導と家庭教育支援の連携強化による相談体制の充実

【文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

学校における生徒指導・教育相談と親に対する家庭教育支援の取組との連携を強化し、学校・家庭・地域が協力して子どもや家庭への相談体制の充実を図る。特に、両分野におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的人材、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員、NPO等の地域人材の活用・連携を推進する。

児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループの設置について

1. 目的

児童虐待については、児童相談所における虐待相談の対応件数が年々増加し、平成20年には4万2千件を超えるなど、依然として深刻な問題であり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題である。しかしながら、平成22年1月に東京都江戸川区で発生した児童虐待による死亡事件を始め、重大な事件があとを絶たない状況にある。

こうした状況を改善するため、児童虐待を発見しやすい立場にある教育と福祉・医療の関係者が、それぞれ果たすべき役割を確認するとともに、関係者間における円滑な連携の在り方等について検討するため、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議に児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループを設置する。

2. 構成員

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

全国保育協議会

全国国公立幼稚園長会

全日本私立幼稚園連合会

全国連合小学校長会

全日本中学校長会

全国高等学校長協会

全国養護教諭連絡協議会

全国児童相談所長会

全国学童保育連絡協議会

(非) チャイルドライン支援センター

(社) 日本臨床心理士会

スクールカウンセリング推進協議会

(社) 日本PTA全国協議会

(社) 全国高等学校PTA連合会

(財) 児童健全育成推進財団

日本弁護士連合会

(社) 日本歯科医師会

(社) 日本小児科医会

(社) 日本学校歯科医会

日本学校薬剤師会

3. 主な検討事項

- ・ 児童虐待を受けた児童生徒の早期発見・早期対応、保護及び自立の支援
- ・ 児童虐待防止に関する教育と福祉・医療の円滑な連携の在り方
- ・ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」についてのフォローアップ

4. 傍聴について

その他のネットワーク推進会議構成員については、傍聴することができるものとする。

